

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

納税者権利保護法を制定し、 納税者権利憲章を法定せよ!!

去る9月17日、TCフォーラムは全建総連会館において運営委員・事務局の合同役員会を開催した。この役員会にはほとんどの構成団体の責任者が出席し、7月の参議院選挙の結果と民主党の菅新体制の下で我々の運動をどう展開して行くべきか、白熱した議論が行われた。本号は、新しい国会情勢をにらんでTCフォーラムが如何なるスローガンの下で具体的にどのような運動を展開して行くべきか、役員会で議論された内容を報告し、会員諸兄の意思統一のために発行するものである(文責は事務局長・湖東京至)。



新代表委員に選任された鶴見祐策弁護士(2010年4月7日の国会内集会で挨拶する鶴見祐策氏)。

なお、前代表委員・北野弘久日本大学名誉教授が本年6月17日に逝去されたことに伴い、新しい代表委員に鶴見祐策弁護士が選出された。

参議院選挙の結果生まれたねじれ 国会による法制定の後退

本年7月に行われた参議院選挙の結果、民主党は参議院で過半数を獲得することができなかった。そのため、納税者の権利を保護するための法律案を民主党政府が提案したとしても参議院で野党が反対すれば成立しない。我々は民主党政府により早急に法案提出をお願いし、衆参両院でスムーズに納税者権利憲章法が成立することを期待して運動していただけに、参議院選挙の結果は運動の転換を迫られることになった。我々は早期制定のために、すでに法案としてかたちが出来上がっている「国税通則法一部改正案」(2002年6月に民主党・日本共産党・社民党の野党三党が国会に提出した「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」)を再度国会に提出すべきであるとして運動してきたが、この戦術は事実上不可能になった。

つまり我々は、納税者権利憲章法の早期成立のためにとりあえず上記国税通則法の一部改正案を国会に提出するほうが新しく法律を策定するより手っ取り早いという観点に立ち、運動のスローガンを「国税通則法一部改正案の制定を!」としたのであるが、残念ながらその道は遠のいてしまったといえる。

今こそ野党を含めた議員連盟の立ち上げが必要

ねじれ国会の下では与党・民主党だけに要請していても法案を成立させることはできない。TCフォーラムが早くから主張し、運動してきたように、超党派の議員による議員立法が法案成立の近道となる。その点では、TCフォーラムは各党の議員に要請してきたし、定時総会へのメッセージも自民党、公明党、みんなの党、日本共産党、社民党の所属議員からいただいている。議員連盟を立ち上げる場合、民主党の議員に中心になっていただくとしても、野党各党の参加がなければ法案成立は可能とならない。「納税者の権利を確立する」ことに反対する議員は野党といえどもいないはずである。我々は「納税者の権利を確立するための議員連盟（仮称）」を立ち上げるため国会の外から尽力しなければならない。

民主党税制調査会は「納税者権利保護法」制定の方向

我々が本年6月12日、第18回定時総会の記念講演をお願いした水戸将史参議院議員の情報によれば、民主党は2009年6月～9月にかけて納税者権利憲章のための勉強会を連続して持ったという。この勉強会には藤井裕久氏、峰崎直樹氏、仙谷由人氏、枝野幸男氏、古川元久氏、古本伸一郎氏ら24名が参加し、その後の議論では日弁連が検討していた「納税者権利保護法（仮称）」のほうが、国税通則法一部改正案よりベターだという方向が示されたという。つまり、国税通則法改正ではなく、新法として「納税者権利保護法」をつくるという方向である。

日弁連は2010年2月18日に「納税者権利保護法（仮称）」要綱案をまとめた。菅改造内閣がスタートし、その中心にいる仙谷由人氏、古川元久氏、それに経済財政担当大臣として入閣した海江田万里氏は、この日弁連の提言した「納税者権利保護法」の方向で法案作成に入るものと予想される。政府税調の下に置かれている専門家委員会及び納税環境整備小委員会も、委員の中に制定には消極的な者もいるが、全体としては新たに「納税者権利保護法」を制定する方向を示すものと思われる。



経済財政担当国務大臣として入閣した海江田万里衆議院議員（TCフォーラムが2010年4月7日に開催した国会内集会で挨拶する海江田万里代議士）。

「国税通則法改正・韓国方式」から「納税者権利保護法制定・日弁連方式」へ

政府税制調査会や同専門家委員会、プロジェクト・チームの結成という作業日程を考えると、本年秋の臨時国会はもとより、来年の通常国会に法案が提出されるかどうか危うい状況にある。したがって政府税調のプロジェクト・チームの早期開催、早期審議を促さなければならない。同時に、「納税者権利保護法（仮称）」の法案づくりを急がなければならない。現在、日弁連の「納税者権利保護法案」は要綱だけが発表されており、法案は日弁連の有志からなる「納税者権利保護法を制定する会」が、急ぎ法律案作成を検討していると聞いている。

こうした状況を踏まえ、我々はもはや「国税通則法改正」による納税者権利憲章制定、すなわち韓国方式ではなく、新たに策定する「納税者権利保護法」制定、すなわち日弁連方式を視野に入れて運動を展開すべきであると考え。次頁に「国税通則法改正・韓国方式」と「納税者権利保護法・日弁連方式」の違いを詳細に指摘するが、結論をいえば、日弁連方式のほうがはるかに優れている。

「国税通則法改正案・韓国方式」と「納税者権利保護法要綱案・日弁連方式」との比較検討

我々が今まで主張してきた「国税通則法改正案・韓国方式」と新たに策定する「納税者権利保護法・日弁連方式」を比較してみよう。ここでは主要な点だけをとりあげるが、詳しくは5～7頁に掲載した比較表を見てもらいたい。

(1) 納税者権利憲章の作成方式

国税通則法改正案・韓国方式……納税者権利憲章のような文書を作るのは国税庁長官、納税者権利憲章という文言は書いてないが、国税庁長官は易しい言葉で納税者の立場に立った文書を作り、普及しなければならないとなっていた。

納税者権利保護法要綱案・日弁連方式……納税者権利憲章を法律により作成する。国税庁長官は作成に関与しない。憲章の記載内容などはすべて法に規定する。したがって納税者権利憲章は裁判規範となる。

(2) 納税者権利憲章に記載すべき内容

国税通則法改正案……法に規定する税務行政の基本理念を記載する。基本理念とは①公正の原則、②必要な情報の提供・苦情に誠実に対処、③プライバシーの尊重、④国民の行った手続は誠実とみなし尊重する原則。

納税者権利保護法要綱案……①適正手続の原則、②代理人選任権、③徴収処分への救済権、④苦情申立権、⑤情報必要性・利用方法・提供拒否の不利益に対し説明を求める権利。

(3) 税務調査の事前通知

国税通則法改正案……①14日前までに文書により通知、②調査目的達成が著しく困難になると認められる場合は事前通知は不要、③調査を必要とする主な理由、④変更の申出に関する教唆。

納税者権利保護法要綱案……①文書による事前通知が原則、②代理人の調査立会いを認める規定、③調査理由の開示、など。

(4) 調査結果の通知

国税通則法改正案……調査結果に関する情報を提供すること。

納税者権利保護法要綱案……調査終了通知を行うこと。更正処分がある場合は、①あらかじめ処分基準を定め公表すること、②処分理由を付記すること（白色申告でも）、

③理由付記の程度は法律上の根拠、更正理由の根拠、事実関係を明示する。

(5) 更正の請求の期限

国税通則法改正案……改正案にない。したがって現行法どおり1年。

納税者権利保護法要綱案……現行の1年を減額更正処分のできる期間（通常5年）と一致させる。

(6) 租税救済・異議申立

国税通則法改正案……なし。したがって現行法どおり白色の場合まず税務署長に異議申立をしなければならない。異議審理・決定は総額主義によっている。

納税者権利保護法要綱案……選択により異議申立を経なくとも審判所や裁判所に訴えることができる。異議審理・決定は争点主義とする。和解を認めること。

(7) 租税救済・審査請求

国税通則法改正案……なし。現行法どおり。審理・裁決は総額主義によっている。

納税者権利保護法要綱案……口頭意見陳述の際、税務署長に出頭義務を課す。請求人の発問に対し税務署長は回答する義務を課す。請求人は国税不服審判所が保有するすべての証拠を閲覧・謄写することができる。審理・裁決は争点主義とする。和解を認めること。

(8) 租税救済・訴訟

国税通則法改正案……なし。現行法どおり。国税不服審判所の裁決を経なければ訴訟に訴えることはできない（不服申立前置主義）。訴訟物は総額主義。和解はない。

納税者権利保護法要綱案……不服申立前置を訴訟要件としない。訴訟物は争点主義とする。和解制度を設ける。

(9) 国税不服審判所の組織

国税通則法改正案……なし。現行は国税庁の内部組織となっている。

納税者権利保護法要綱案……国税庁からはずし内閣府に設置する。審判所の人事は国税庁との交流を禁止する。

(10) 裁判所に税務訴訟担当部を置く。

国税通則法改正案……なし。

納税者権利保護法要綱案……地裁、高裁に租税訴訟専門担当部を置く。国税庁派遣の裁判所調査官制度を廃止する。

(11) パブリック・コメント制度の導入

国税通則法改正案……なし。

納税者権利保護法要綱案……国税に関する法律・政省令・通達にパブリック・コメント制度を法定する。

運動スローガンについての意思統一

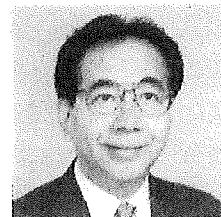
すでに指摘したように、従来、我々はTCフォーラムの運動スローガンを「納税者権利憲章を制定せよ!!」、「国税通則法改正により納税者の権利を保護せよ!!」としてきた。新たに策定する納税者権利保護法（仮称）によれば、「納税者権利憲章」の制定は同法に法定されることになり、納税者権利憲章だけを別個に制定することにはならない。また、単に「納税者権利憲章を制定せよ」をスローガンに掲げると、法的

裏づけのない国税庁長官による文書をつくればよいのか、と誤解されるおそれもある。

また、「国税通則法改正案」はすでに与党内において見離されている。そこで今後、TCフォーラムの運動スローガンを「納税者権利保護法を制定し、納税者権利憲章を法定せよ!!」に統一することを提言する。

なお、我が会名である「TCフォーラム＝納税者権利憲章をつくる会」についても、「納税者権利保護法をつくる会」に変えたらどうか、という意見もあったが、「TCフォーラム」はすでに国会内外で認知された名称であり、また納税者権利保護法制定により中身の濃い、裁判規範となりうる納税者権利憲章が法定されることになり変わらないことから、この際、会名変更は行わないこととした。

ニュース 民主党政務調査会・税制改正プロジェクトチーム座長・五十嵐文彦衆議院議員「納税者権利憲章そろそろ決着の時期」と述べる。



民主党は政府税制調査会を支えるため、党政務調査会（玄葉光一郎会長）の下に税制改正P.Tを発足させた。その座長に税制通（元党税調会長）の五十嵐文彦氏を任命した。五十嵐氏は雑誌『税理』2010年10月号でインタビューにこたえ、次のように述べている。

「納税者権利憲章にしても、番号制にしても、実は私がかつて与党税調の最高責任者をしてきた頃から、方向性としては「やりましょう!」だった。その後、検討課題にする形で先送りされることが何度となく繰り返され、まだ「やっていないのか」という思いでいる。再び与党になって、そろそろ決着をつけないといけないと思っている。

納税者権利憲章のほうはむしろ当たり前の話だと思っていて、憲章自体を通則法の中に入れるのか、全く別の法律とするのか、といった問題はあるが、そろそろきちんとした形にしたほうが良いと考えている。具体的には、これからの議論で出てくる意見を参考にしたいと思う。私の気持ちとしては、ぜひ実現させたいと思っている。」

国税通則法改正案と日弁連・納税者権利保護法 要綱案の項目別比較一覧

2010. 9. 17 湖東京至作成

項 目	国税通則法一部改正案 韓国方式 (平成13年6月12日衆議院法政局案)	納税者権利保護法要綱 日弁連方式 (日弁連、平成22年2月18日策定)
1 目的	<p>この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、<u>税務行政の運営における構成の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することを目的とする。</u></p>	<p>この法律は、納税者の権利利益の保護・救済を図るため、納税者権利憲章に係る規定を整備するとともに納税者の権利利益の保護に関する手続及び組織に関する規定を整備することを目的とする。</p>
2 納税者権利憲章の制定	<p>国税庁長官は、税務行政の基本理念にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>国税当局は、基本理念及び納税の主体たる国民の権利利益の保護のために必要な事項に関する文書を作成し、及びこれを普及しなければならない。</p> <p>この文書は、平易な表現を用い、納税の主体たる国民の立場にたって書かれたものでなければならない。</p> <p>税務行政運営の基本理念とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、公正の原則。 2、必要な情報の提供、国民の意見・苦情に対し誠実に対処。 3、プライバシー尊重の原則。 4、国民の行った手続は誠実とみなし尊重する原則。 <p>(いわゆる日本版納税者権利憲章といわれるもので韓国方式。)</p>	<p>納税者の権利を保護するため納税者権利憲章を法律により策定する。法に規定する内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、納税者は適正な手続によらなければ租税を課されることはなく、適正な手続によらなければ租税債務の履行を強制されない権利。 2、専門家を代理人として選任し援助を受ける権利。 3、違法・不当な課税処分・徴収処分に対し救済を図る権利。 4、違法・不当な行為に対し苦情を申立てる権利。 5、求められた情報の必要性、その情報の利用方法、その情報提供を拒否した場合の不利益につき説明を求める権利。 6、課税庁が知り得た納税者の情報を第三者に開示されない権利。

3	税務調査の事前通知等	<p>国税当局が質問検査をしようとする場合、14日前までに次の事項を記載した書面により納税者に通知しなければならない。ただし、調査目的達成が著しく困難になると認められる場合は事前通知は不要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、相手方の氏名・名称・住所。 2、職員の氏名・所属官署。 3、調査を必要とする主な理由。 4、調査の根拠法令・条項。 5、質問事項、検査物件。 6、調査の日時・場所。 7、変更の申出に関する教唆。 8、その他。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、調査の対象者、調査の範囲、調査の程度、調査の手段等について規定を設けること。 2、調査は事前通知を原則とすること。 3、代理人の調査への立会いを認めること。 4、調査理由を明らかにすること。
4	調査結果の納税者への通知	<p>調査を行った場合、相手方・納税者に対し調査結果に関する情報を提供するものとする。</p>	<p>調査が終了した場合、納税者に通知を行うこと。</p> <p>処分については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、あらかじめ処分基準を定め、公表すること。 2、処分は文書により理由を付記すること。 3、理由付記の程度は、法律上の根拠、更正理由の根拠、処分の事実関係を明示すること。
5	更正の請求の期限	<p>改正案にない。</p> <p>（現行法……更正の請求ができる期間は1年以内。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1、現行の1年を、減額更正処分のできる期間と一致させること。 2、更正の請求をなし得る期間の終了が近い場合について所要の規定の整備を図ること。
6	租税救済—異議申立	<p>改正案にない。</p> <p>（現行法……白色申告の場合、まず税務署長に異議申立をしなければならない。異議決定は総額主義によっており、処分理由の付記不要。和解制度はない。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1、処分庁に対する異議申立制度について所要の規定の整備を図ること。 2、異議決定は争点主義とし、異議審理庁が付した処分理由以外は争点にできないこと。 3、早期解決のため、和解できることとする。

7	租税救済—審査請求	<p>改正案にない。</p> <p>（ 現行法……異議申立を経なければ審査請求ができない。 処分庁に出頭義務なし。 審査請求人の発問に対し処分庁が直接回答する義務なし。</p> <p>審査請求人は審判所が持っている証拠・資料を閲覧・謄写できない。 和解制度はない。</p> <p>審理・裁決は総額主義によっている。</p>	<p>1、審査請求要件として異議申立前置を不要とすること。</p> <p>2、口頭意見陳述手続の際、処分庁の出頭義務を定めること。</p> <p>3、審査請求人の発問に対し処分庁の回答義務を定めること。</p> <p>4、審査請求人は国税不服審判所が保有するすべての証拠を閲覧謄写できること。</p> <p>5、早期解決のため、和解させることができる権限規定を置くこと。</p> <p>6、審理・裁決は争点主義とすること。</p>
8	租税救済—訴訟	<p>改正案にない。</p> <p>（ 現行法……不服申立前置が訴訟要件。 訴訟物は総額主義。 和解制度はない。</p>	<p>1、不服申立前置を訴訟要件としないこと。</p> <p>2、訴訟物は争点主義とすること。</p> <p>3、早期解決のため、国が和解をすることができる旨定めた権限規定を置くこと。</p>
9	国税不服審判所の組織	<p>改正案にない。</p> <p>（ 現行法……国税不服審判所は国税庁の内部組織となっている。 人事は国税庁との交流制。</p>	<p>1、国税不服審判所を内閣府に設置すること。</p> <p>2、国税不服審判官は国税庁との人事交流を禁止すること。</p>
10	裁判所（税務訴訟担当部門）の組織	<p>改正案にない。</p>	<p>1、地裁、高裁に租税訴訟専門担当部を置くこと。</p> <p>2、国税庁派遣の裁判所調査官制度を廃止すること。</p>
11	パブリック・コメント制度の導入	<p>改正案にない。</p>	<p>国税に関する法律・政省令・通達についてパブリック・コメント制度を法定すること。</p>

ニュース 台湾でも「納税者権利保護法」草案策定

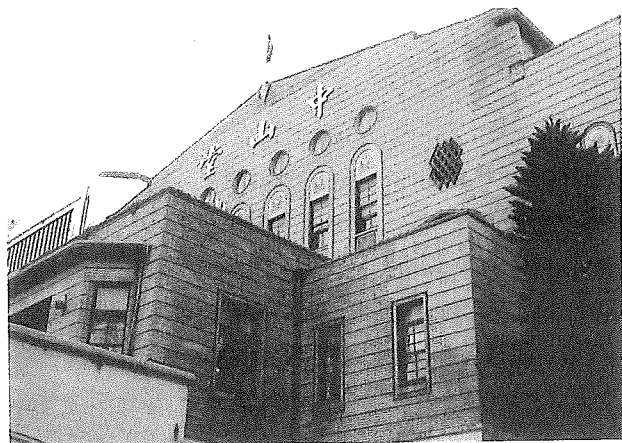
台湾政府は立法院議案関係文書として2009年6月3日付けで「納税者権利保護法」草案を作成し、議会において採択するよう求めたという。同草案は立命館大学法学部の「立命館法学」2009年第4号（2010年1月25日発行）に同大学法学研究科終了生である相澤拓也氏の翻訳により掲載されている。以下、同誌に掲載された望月爾立命館大学准教授の紹介文からその概要を報告する。

台湾でも従来から納税者団体や税法研究者、弁護士、会計士などの専門家が、アメリカやカナダ、韓国などの納税者権利保障法や納税者権利憲章を参考に納税者権利保護法の立法化に向けて積極的な活動を展開してきた。その成果として、この度草案として起草されたのが「納税者権利保護法草案」である。

本草案は、第1条の立法目的から施行日を定めた27条まで全27か条からなる。特徴的な点は、第3条の最低生活費非課税の原則、4条の租税法律主義、5条の租税負担公平原則といった憲法上の原則を法定していることである。また、第6条では実質課税の原則に基づく租税回避行為の否認、7条は租税優遇措置への比例原則の適用を定めている。

さらに第9条は、財政資料の情報公開、10条は解釈通達その他の行政規則の公開と税務通達編集委員会の組織、11条は弁護士や会計士その他納税者保護団体の違憲提議権、12条は調査徴収手続における適正手続の保障を規定している。13条以下ではアメリカの納税者権利保障法などをモデルに、税務調査における代理人選任権や挙証責任、推計課税、財産の差押えの制限など調査手続の適正化についての定めを置いている。

本草案で注目すべきなのが、一部の規定に日本の学説が採り入れられていることや、第20条の行政による納税者の権利救済の保障強化に加え、税務再調査事案を審査する税務再調査委員会（19条）や税務訴訟専門の税務行政裁判所及び税法実務問題研究委員会（21条）、



納税者保護基本政策の諮問機関である納税者権利保護委員会（22条）や納税者保護官（25条）などの各機関の設置と組織に関する規定である。

とくに、税務再調査委員会や税務行政裁判所、税法実務問題研究委員会、納税者権利保護委員会の各機関や納税者権利保護官に税法研究者や弁護士、会計士など積極的に民間の人材を登用する規定が盛り込まれている点は、わが国の納税者保護法の今後の議論にも参考となる。